

「風水害等の『警報』発令時における生徒の安全確保について」

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」あるいは「特別警報」が発令された場合の対応についてお知らせします。具体的な対応は次のとおりです。ご家庭でもご理解とご協力をお願いします。

- 1 午前7 時の時点で横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令継続中の場合、生徒の安全確保のため、当日は「臨時休校」とします。この場合、確認のために学校に問い合わせるなどの連絡の必要はありません。
- 2 午前7 時以降でも、自宅を出る前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は登校を見合わせてください。この場合も学校への連絡の必要はありません。
- 3 登校後、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は速やかに「授業時間繰上げ」等の措置を取ります。その際は生徒の安全を第一に考え、その対応は学校で判断させていただきます。
- 4 気象警報等の種類を問わず、「特別警報」が発令された場合は、上記1～3 と同様の措置を取らせていただきます。
- 5 各ご家庭におかれましては、テレビやラジオ等により正確な情報を適時把握されるようお願いいたします。
- 6 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発令された場合には、十分に注意を促したうえで登校させてください。ただし、自宅付近や通学路での安全が確保できない場合はご家庭の判断で登校を見合わせていただいても構いません。その際には学校にご連絡ください。
- 7 「臨時休校」等の対応についてはなるべくメール配信でお知らせしますが、電話回線や電波の状況によって配信が遅れるか、配信そのものがないこともあり得ます。ご了承ください。